

令和5年度第1回佐倉市廃棄物減量等推進審議会

日時：令和5年度10月10日 13時00分から

場所：市役所1号館3階

■出席委員（12名）

中村圭三（会長）、實川正道、岩淵明弘、山本一子、塚本年彦、新宮希恵美、中島正雄、坂元真理子、高橋莞爾、寺井紀子、大岡健三、矢野秀和

■事務局

市長 西田三十五

環境部長 宮本和宏、廃棄物対策課長 関口喜好

リサイクル清掃班 西野剛史、大川英克、寺田和宣

■傍聴人 3名

■会議次第

1. 開会

2. 委員紹介

3. 市長挨拶

4. 諮問書交付

5. 議事

「製品プラスチック拠点回収事業について」

6. 閉会

会議内容

1. 開会

事務局（廃棄物対策課長）により開会

2. 委員紹介

各委員自己紹介

3. 市長挨拶

市長

4. 諮問書の交付

市長による会長への諮問書の交付

〈市長退席〉

5. 議事

（課長）

本審議会の記録は、要点や主な発言などをまとめ、会議録として作成し、原則として公表いたします。この会議録署名人でございますが、事務局案といたしましては、五十音順により、岩渕委員・大岡委員に署名人をお願いしたいと思います。

（議長）

ただいま事務局から議事録署名人は、岩渕委員、それから大岡委員との案が提案されました。そのように進めたいと思いますがよろしいでしょうか。

（委員一同）

異議なし。

（議長）

それでは、会議次第に従いまして、議事を進めて参ります。なお、議題は 1 点でございます。事務局から説明していただき、委員から確認することがございましたらその都度、質問をいただきたいと思います。すべての議題の説明及び質問が、終わりました後に、各委員からご意見をちょうだいしたいと思います。なお、この場でご意見がなくても、後日ご意見をいただくことも可能としたいと思います。意見記入用紙をお配りいたしましたので、10 月 16 日月曜日までに事務局にご提出くださいますようお願い申し上げます。いただいた意見につきましては、事務局が取りまとめて、第 2 回審議会において、ご意見とその回答を発表させていただきます。皆様、よろしいでしょうか。

(委員一同)

異議なし。

(議長)

それでは、議事の1、製品プラスチック拠点回収事業について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

製品プラスチック拠点回収事業について説明します。これは試行として実施したいと考えております。

【以下まずは現状と課題について、海洋プラスチック問題、気候変動問題等を契機とした、国の「プラスチック資源循環戦略」について説明し、その後令和4年4月から施行された、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（プラ新法）について説明。

その後、製品プラスチック拠点回収事業の試行について、その事業内容を具体的に説明】

配布した資料「令和5年度 佐倉市製品プラスチック拠点回収事業概要（案）」をご覧ください。回収場所としては、佐倉市役所本庁舎、志津市民プラザ、志津コミュニティセンター、白井千代田出張所の4か所に回収ボックスを設置し、単一素材の製品プラスチックを資源物としてリサイクルに供するため回収を行います。回収ボックスのイメージにつきましては図のとおりで、回収ボックスにフレコンパック等の袋をかけた形状とします。回収品目につきましては、製品にPP（ポリプロピレン）またはPE（ポリエチレン）と記載されているものを回収の対象とします。具体的には、プラスチック製品のうち、プラスチックザル、ボウル、バケツ、ちりとり、ごみ箱、風呂イス、手おけ、洗面器、書籍スタンド、洗濯かご、プラスチックハンガー、衣装ケースの、12品目とします。

拠点回収を行う期間としましては、あくまで試行ということで令和6年1月4日（木）～令和6年3月31日（日）までの期間で実施し、令和6年度事業については、前年度で抽出された問題点を、事業を行う中で解決させたいと、令和6年4月1日（月）からあらためて継続実施する予定です。

次に、回収方法や中間処理、リサイクル概要についてお話しします。まず、回収方法についてですが、佐倉市拠点回収ボックス設置個所より市の直営作業員が、プラスチック製品を中間処理業者へ運搬します。回収日は、2週間に1回を原則とします。ただし回収ボックスの状況により臨時回収も行います。また、粗大ごみとして出されたプラスチック製品、今回は衣装ケース等を考えておりますが、そちらについても、対象品目として考えております。

中間処理業者に集められたプラスチック製品につきましては、対象品目か否かの選別を行い、再商品化事業者のリサイクル工場へ運搬を行います。運搬は、市の直営作業員が行い、運搬日は、1カ月に1回1台を原則とします。

説明は、以上でございます。

(議長)

どうもありがとうございます。大変広い範囲にはなっておりまして、ご理解できましたでしょうか。

それでは、ただいまの内容につきまして、質問がある方は挙手を願います。

(委員)

まず一つ目に、再商品化事業者はどういったものにリサイクルしているのですか。

(事務局)

再生ペレット等もありますし、細かく砕いて、それを様々なプラスチック製品に再利用するという技術ができていそうですので、それ以外のプラスチック製品に生まれ変わっていくということになります。

(委員)

全体として、経済性の面ではかなり厳しい気がします。

再商品化事業者に売る値段について、販促費とかいろいろある中で、あまり集まらないところは、金額的には厳しいなという感じがするのですが、とりあえず経済性はあまり考えないで、このリサイクルをやるということなののでしょうか。

(事務局)

経済性、確かに少額ではございますけれども、再商品化事業者については、少額ではありますけれども、有償で引き取っていただけるので、市の歳入としてプラスになるので、良いのではないかという判断で選ばせていただいた次第です。

(委員)

歳出、歳入面ではプラスですか。

(事務局)

はい。ごくわずかではありますけれども、プラスになります。

(委員)

プラスチックは、重さが軽いんですよね。そうすると、出す人が拠点に持ってくる場合、持ちづらいんですよね。そうすると車で持ってくる場合、ガソリン代がかかる等で、トータルで見ると大きなメリットがなさそうな感じがするのですがどうでしょうか。

(事務局)

はい、これはプラスチック資源の循環のために市民の方にも協力をいただくという認識で、市としては考えております。

(委員)

市民が負担をするということによろしいか。

(事務局)

交通費、ガソリン代等は、市民の方にご負担していただくという前提で考えております。

(委員)

それから、今回はポリエチレンとポリプロピレンですが、発泡スチロール・ペットボトル等その他の品目をこれから増やしていく予定ですか。

(事務局)

現状この12品目で始めさせていただいて、今後状況により増やしていきたいですし、また再商品化事業者のリサイクルをするための技術の問題もありますので、調整しながら、今後拡大していきたいと考えております。

(委員)

これは基本的にはプラスチックは全部回収して再生するということで、燃やすというのはあまり考えないということですよ。

燃焼させるサーマルリサイクルというのは、あまり考えないということでしょうか。

(事務局)

サーマルリサイクルについては、現状プラスチック製品については燃やせるごみに入れていただいて、サーマルリサイクルを主に行っている現状ですけれども、新たなプラスチックとして再生できるという技術が高まってきておりますので、この12品目については、再びプラスチック製品に生まれ変わらせるということを考えております。

(委員)

神奈川県の座間市は去年から資源ごみとして、主に洗濯のプラスチックのハンガー等の4品目に限って集めているのですが、今回佐倉市で回収する12品目は全体的にかさばる感じがするのですが、これを選んだのはどういった理由でしょうか。

それから、一応近隣動向ということで千葉県内だと思うのですが、全国を見ると進んでいる市町村もあるので、そこも参考にされたのか伺います。

(事務局)

回収の品目については、再商品化事業者のリサイクルの技術及び千葉市の品目を参考としており、佐倉市で回収対象としている12品目のうち、10品目については千葉市が最初に回収品目としていたものです。佐倉市では千葉市が採用した品目以外にプラスチックハンガーと衣装ケースを加えた理由としては、千葉市では回収品目とされていないが、この2品目を実際は回収しており、再商品化事業者でもリサイクル可能とのことで、この12品目としました。

参考市町については、千葉市が最も先進市のため参考としており、また東金市も拠点回収を行っているため参考としております。東金市でも衣装ケースを回収しており、衣装ケースでボックスがいっぱいになって施設等に迷惑をかけることもないということを確認したため、衣装ケースも対象品目としました。主にこの2市を参考にして考えたということです。

(委員)

庶民目線では、衣装ケース等を持ってきても、満杯になってしまい中には入れられないような気がする。満杯のため回収ボックスの横においていいのかとか、衣装ケースであれば重なるため、本当にSDGsのために私たちは行動しますよっていう、そういう人たちがね、わざわざ持っていける。

その大きさがちょっと心配なのと、あとはわざわざそこまでするのであれば、市民にはどんなメリットあるのかという部分がないと、市民って動かないって思うので、そのメリットをおどう伝えるのか。

(議長)

はい、事務局お願いします。

(事務局)

まずは大きさの件から答えさせていただきます。

先進市の参考事例にさせていただきましたので、問題ないと想定しております。ただ今おっしゃったように、一気に衣装ケース等が入ってしまうという可能性はありますので、その場合は臨時回収を行います。

(委員)

その捨てた人が連絡するのですか。

(事務局)

出張所等が連絡します。

(委員)

置く人はおいていいですね。

(事務局)

はい。

大きなトラブルは先進市において発生していないことを確認しております。

2点目のメリットについてなんですけれども、これは例えば衣装ケースでございましたら、粗大ごみとして出すと500円かかってしまいます。

ご自分でガソリン代等かかってしまうかもしれないですけれども、拠点にご自分で持参いただければ無料で回収できるというところをメリットに感じていただければと考えております。

(委員)

500 円は足りないよって話ですね。

(事務局)

そうです。

(議長)

ありがとうございます。他にご質問等はございますか。

(委員)

はい。

(議長)

はい、お願いします。

(委員)

回収ボックスの小ささ、私もこれを感じました。回収ボックス自体が1立米ないですね。基本的にこのように衣装ケースとか大きなものについてうたっている場合、置き場所を限定されてしまうのかもしれないけれど、もうちょっと容量大きいもので、市民が気を使わないで、気軽に中に入れられる、人が使ったものを移動してまで、自分のものをこう入れようってさわるってことはしないと思います。

中にスムーズに入れられたりする、より大きさのものを検討するってことは、今回なかったのでしょうか。

(議長)

はい。事務局。

(事務局)

はい。事務局でお答えいたします。

設置個所に拠点回収ボックスを置くスペースが少ないという問題があります。3ヶ月まず試験的にやらせていただいて、そこで、今おっしゃったような問題点が出てくる可能性がございますので、その出張所については大きなボックスに変えたり、あんまり集まらなかったところは、そのままにするとか臨機応変な対応ができると思います。問題点を把握した上で、随時改善していくというイメージでやっていきたいと考えております。

以上でございます。

(委員)

はい。

拠点回収を4ヶ所でやると、廃棄物対策課と、設置個所の管理担当との連携はどうなってるんですか。

例えば、ここに1人駐在するまでいかないまでも、ほとんど廃棄物対策課に聞かなくても答えられるような体制をとるのですか。

(議長)

はい。事務局。

(事務局)

事務局よりお答えいたします。

ボックスを置く場所について、入口のすぐ脇などそれぞれの出張所あるいは市役所等で目立つ場所に置きますので、市民の方からの報告や各施設の職員が業務をしている中で確認することができる個所になりますので、そこで気づいていただき、廃棄物対策課に連絡をいただくというようなことを考えております。

以上でございます。

(議長)

はい。ありがとうございます。

そしたら、次に委員

(委員)

はい、私もこの容器については、少し小さいと思いました。あと今、蛍光灯の入る容器がございますよね。そちらの方がずっと大きいような気がいたします。

あともう一つですけれども、市民に浸透させるためにどういうふうな啓発、行動をされるのでしょうか。

(議長)

はい。事務局お願いします。

(事務局)

事務局よりお答えいたします。

まず小さいというご指摘について、設置する施設のスペースの問題がございます。また、先進市の拠点回収の際に使われているボックスと同じサイズにさせていただいております。先進市において問題が起こっていないということを前提としております。開始後、問題点を抽出した上で再検討したいということで、ご理解いただければと思います。

啓発については、市の広報誌や市のホームページ掲載、広報番組でその様子を放送するなど、市民の方に周知をしていきたいと考えております。以上でございます。

(議長)

よろしいでしょうか。はい。

(委員)

はい。

(議長)

それじゃお願いします。

(委員)

これを集めて最終的に再生ペレットや製品になるといいますが、プラスチックごみに出したり、生ゴミに入れたりする方について、その時の行き先は同じような感じですか。例えばプラスチック容器包装に入れられるようなものがありそうな気がしますが、やっぱり入れてはいけないものですか。

(議長)

はい。事務局。

(事務局)

現状で製品プラスチックにつきましては、燃やせるごみで入れていただき、焼却処理しております。委員ご指摘のプラスチック容器包装については、あくまでペットボトルを含めたプラスチック容器包装、つまり上下に矢印があり、その真ん中に「プラ」と書いてあるもののみをリサイクルにまわしております。プラスチック容器包装と製品プラスチックは、リサイクルの行先が変わりますので、分ける必要があります。

(委員)

生ゴミに入るものをさらにちゃんと再生できるようにということなのですね。

(事務局)

はい。

(委員)

わかりました。以上です。

(議長)

はい。ありがとうございます。他にご質問、ございますでしょうか。

それでは他に質問がないようですので、それでは1の議題に対しまして、各委員からご意見をちょうだいしたいと思います。

いただいたご意見に対する事務局の回答は、次の第2回審議会におきまして、発表させていただきます。

できます。

(議長)

委員から、順番でご意見をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(委員)

先進市として千葉市をモデリングにされたっていうことなのですけども、今年の10月から対象を10品目から15品目とし、かつ拠点回収拠点を12カ所から19ヶ所に増やすとホームページに掲載しているということで、うまくいってるっていうことだと思いますので、進めると非常に良いんじゃないかなと思います。

それから千葉市だけではなく、先週、座間市を見てきたんですけども、ミックスペーパー、スーパーのフードコートで出るような汚れた紙も含めて全部破碎して、トイレトペーパーにすることをやっています、今まで燃やすしかなかったものがリサイクルされています。先進自治体は、千葉県以外でもたくさんあります。そういった情報も集めて、上手にかつ経済的に実施されたらいいんじゃないかなと思います。以上です。

(議長)

ありがとうございます。それでは、お隣の委員、ご意見お願いいたします。

(委員)

私も今までごみで燃やすしかなかったものが再生されるっていうのは、とてもいいことだと思いますね。ぜひ進めていただいて、SDGsまた、地球の温暖化防止に貢献していただきたいです。

(議長)

ありがとうございます。委員。

(委員)

現場と市民、利用者つまり一般の人で、拠点回収ボックスの地域が限られており、持っていく人のメリットが少なくなってしまう、浸透しなくなるのではないのでしょうか。回収ボックスの設置個所が地域的に偏っており、その理由が分かりにくいと思います。市民がみな、回収ボックスにもって行く際、良い気持ちで行けて、また前向きな人を奨励し、良い方向に行けば良いと思います。メリットがなくなると市民に浸透しなくなる可能性があるといくことを感じました。

(議長)

ありがとうございます。委員お願いします。

(委員)

お試しの3ヶ月について、3ヶ月の間中ずっと置いてあるのですか。そしていつでも捨てて良い

のですか。

(事務局)

はい。その通りでございます。

試行期間中は、恒常的に置くということでございます。

(委員)

今まで生ゴミに入れ、燃していたものを、再生品に生まれ変わらせるという意味合いでは、大事なことだだと思います。より皆さんが利用しやすくなってくればいいなという希望を感じます。

(議長)

はい委員。

(委員)

はい。

1点だけ。軌道に乗った場合の経済的なメリット、これをできるだけ定量的に出していただければありがたいと思います。

(議長)

ありがとうございます。

それでは今度は委員。

(委員)

良いことだと思います。始めた際、意識の高い方から質問や要望が出ると思います。うちは遠いので近くでやって欲しいとか。拠点回収個所から遠い市民について、近くでも拠点回収をして欲しいとの依頼がくるのではないのでしょうか。

衣装ケースをボックスに入れる際にも回収ボックスの大きさの問題や、運ぶ際のコストの問題もあります。ただし、そのような問題は、まずはやってみて検討していくということかなと思います。

賛成でございます。以上です。

(議長)

ありがとうございます。

それでは委員お願いいたします。

(委員)

はい。SDGsということで、プラスチックの回収は、大変、大切な事業というふうに考えます。先進市の事例を参考にしながら長期間継続していける事業として、今後取り組んでいただけれ

ばと思います。以上です。

(議長)

ありがとうございます。

委員、お願いいたします。

(委員)

とてもいい案だと思います。

ただ、回収ボックスを購入して設置するのでしたら、一回りとか、大きめなものを設置できたら良いと思います。短期間の間であっても、回収ボックスの隣に、入りきらない製品プラスチックごみが置いてあるとすごくイメージ的に良くないし、不衛生な感じがします。回収ボックスを置くスペースの問題もあるようですが、なるべく大きめなものを設置できる範囲で購入し、設置していただきたいと思います。以上です。

(議長)

ありがとうございます

委員。

(委員)

はい。今まで黄色のプラスチック製容器包装の袋の中にハンガーとか、小さめなものを入れて出していました。それではいけなかったのですね。生ごみ用の袋に入れるのですね。黄色のプラスチック製容器包装の袋の中に入れたものは、どのように処理されているのですか。

(議長)

事務局お願いします。

(事務局)

中間処理の工場に持って行かれた後に、工場のラインの中で残渣として省かれ、清掃工場に持っていかれ、最終的にはサーマルリサイクル、つまり燃やすということをやっております。以上でございます。

(委員)

プラスチックハンガーに関しては、クリーニング屋さんに戻し、クリーニング屋が回収していく方が、一般市民が便利かなと感じました。

あとよく出るのは、ブランターのプラチックの鉢、これは今回対象にならないのですか。

(議長)

意見ではなく質問でよろしいですか。

(事務局)

事務局の方よりお答えいたします。

ポリプロピレン及びポリエチレンであれば、違うものが入ってしまっても回収いたします。

(委員)

今回の対象には入ってないけども、そういったものは従来だと、燃えるゴミで出すわけですね。

(事務局)

はい。

(委員)

3ヶ月間のテスト的に回収されるということで、試験的にやってみて効果が出て、これから市内全域にこういった回収ボックスを置くとしたら、大体何ヶ所ぐらい予定されるのでしょうか。

将来的には、集積所において製品プラスチックとプラスチック製容器包装が別で回収できれば、市民の方も楽になっていきます。

(議長)

事務局よろしくお願いします。

(事務局)

ご意見として参考にさせていただきます。

以上でございます。

(議長)

委員、ご意見ありますでしょうか。

(委員)

リサイクル業者は既に決まっているのですか。

(事務局)

議長。

(議長)

はい。事務局お願いします。

(事務局)

はい。事務局よりお答えいたします。

あくまで予定ではあります。ただし、有償で引き取っていただけるというリサイクル工場が佐倉市から一番近いところにあると考えております。

(委員)

最近千葉県の金属ヤード条例が議会を通りまして、その中でプラスチックのリサイクルをしている業者で問題があった業者があったもので気になっております。

(議長)

事務局。

(事務局)

リサイクル業者については、ポリプロピレンとポリエチレンに限定した製品プラスチックについてリサイクルを行っておりまして、千葉市、東金市さんの方が、メイナンさんに出しておりますのでそれを参考にさせていただいております。問題はないかと思われれます。
以上でございます。

(委員)

会社の所在はどちらになりますか。事業所の所在は。

(事務局)

千葉市になります。

(委員)

千葉市の今回の金属ヤード条例の許可業者ですかね。

(事務局)

はい。

許可業者です。

(委員)

今後、それでやっていきたいと。

(事務局)

予定でございます。

(議長)

それでは事務局として、各委員から出たご質問、ご意見に対して何か確認したいことはございますでしょうか。

(委員)

ちょっとよろしいでしょうか。

ポリエチレンとポリプロピレンがまずは中間処理業者のもとへ行くのですか。

(事務局)

はい。

(委員)

リサイクル業者のもとへ渡る前にそこで余計なものを取り除くということですね。

(議長)

はい、事務局。

(事務局)

はい、そのとおりでございます。

(委員)

万が一残渣が入っていたら、中間処理業者に戻されるのですか。

(事務局)

そういったことがないように中間処理業者にて事前に残渣を取り除くということでございます。

(議長)

事務局で確認したいことはございますか。

(事務局)

はい。結構でございます。

(議長)

それではただいまいただいたご意見に対して、また確認することが出ましたら、次回の審議会
でお願いします。

それでは最後に今後の予定について、事務局から説明いただきたいと思います。

お願いいたします。

(事務局)

事務局より今後の予定についてご説明をさせていただきますが、次回、第2回審議会は、10月
23日月曜日の予定でございます。

改めて開催通知を送付させていただきますので、お忙しいところ大変恐縮ではございますが、
ご出席のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

(議長)

最後になりますが、ご意見・言い残したことございませんでしょうか。

はい。委員お願いします。

(委員)

回収するプラスチック製品の汚れについて、それを軽く洗って、ちょっと汚れた状態でもプラスチックをボックスの中に入れても良いのでしょうか。

(議長)

事務局お願いします。

(事務局)

はい。簡易的な汚れであれば大丈夫だそうなので、少しすすぎ洗いしていただければと思います。ただ、もう染み付いて取れないような汚れの場合は、残渣として中間処理の方で取り除いていただいて、リサイクル業者へ持っていくという予定でございます。

以上でございます。

(委員)

分別を中間処理にて行うということですね。

(事務局)

そうです。

(議長)

他にご質問等ございますか。

(委員)

意見、よろしいですか。

(議長)

はい。それではお願いします。

(委員)

はい。

経済的メリットの件ですが、クリーン・オーシャン・マテリアル・アライアンス (CLOMA) という大きな団体があり、企業中心なんですけど、花王さんとかいろんなメーカーさんとかリサイクラーさんとか、リサイクルしながら、やっぱり経済的なメリットということで進めてい

ます。その会長をなさっている方から先月直接お話を聞きましたが、国がサーキュラーエコノミーということで、資源を循環させる際に、エコノミーつまり経済性がとても大切だ、とのことです。佐倉市としてもこの事業をやって将来的にはマイナスにならないように考えていかなければいけないと思います。

経済的にうまくいくような経済合理性を考えた上で、こういった事業プロジェクトを進めるべきじゃないかなと思います。

民間企業や市民もプラスチック使用を少なくするとか、国としてもサーキュラーエコノミーいわゆる経済的視点からも資源循環として進めていく、そういった発想でぜひ進めていただければと考えます。以上です。

(議長)

どうも貴重なご意見ありがとうございます。

他にございませんでしょうか。

それでは本日の議事はこれで終了させていただきます。

これをもちまして、議長の任を解かせていただきます。

ご協力ありがとうございました。

それでは司会を事務局にお返しいたします。

(課長)

はい。ありがとうございました。

お疲れ様でございます。

以上をもちまして、令和5年度第1回廃棄物減量等推進審議会を終了させていただきます。

本会議を実証し、下記のとおり署名捺印する。

令和5年12月15日

議長 中村 圭三

会議録署名人 岩淵 明弘

同上 大崎 健三

